

鈴鹿回生病院、附属クリニック吸入連携に関するQ & A

Q1. 吸入指導依頼書と吸入指導評価表はいつ患者に交付されますか。また、処方せんの交付はどの時点になりますか。

A. 吸入指導依頼書と吸入指導評価表は、医師が吸入指導の重要性と連携について説明及び同意を得たうえで診察時に交付します。処方せんは会計後に交付します。

したがって、吸入指導依頼書（吸入指導評価表を含む）と処方せんは、それぞれ別に交付することになります。

Q2. 患者が薬局窓口で吸入指導依頼書（吸入指導評価表を含む）を提出しない（忘れていた等）ことが予想されます。患者が医師から吸入指導依頼書を交付されたことを薬局で確認できますか。

A. 依頼書を交付する場合は処方せんに吸入指導を依頼する旨を記載することとなっていますので、吸入薬の処方箋を受け付けたときは確認をお願いします。また、患者が提出を忘れていたときは、提出を促してください。

Q3. どうしても対応できない時は指導依頼を断ってはいけませんか？

A. この吸入指導依頼書は、強制力をもつものではありませんので、お断わりいただいても構いません。しかし、病院を受診された際に患者さんから同意を得ていますので、保険薬局で指導が行われることを説明しています。指導を行わなかった場合は、保険薬局から患者さんへお断わりする理由等のご説明をお願い致します。また、お断わりした場合その理由について当院薬剤管理課へ電話していただくか、または吸入指導依頼書に①指導を断った理由②保険薬局名を記入しFAX送信をお願い致します。記入する場所は用紙のどこでも構いません。

Q4. 指導時にデバイスや薬剤変更が必要と判断した場合の対処を教えてください。

A. 変更が必要であると判断した理由を吸入指導評価表に記入した上で、FAXで当院薬剤管理課までご報告をお願いします。患者さんがお急ぎである等、至急と判断した場合は、当院薬剤管理課へ電話連絡をお願い致します。

なお、変更理由を記入する場所は「薬剤師コメント」欄をお願いします。

Q5. 患者さんが保険薬局で指導を拒否された場合は指導を行わなくても良いでしょうか？また、その場合は患者さんがお帰りになる前に依頼医師へ電話で報告すべきでしょうか？

A. 患者さんが指導を拒否した場合は、行わなくて構いません。

なお、その際は吸入指導依頼書に①指導拒否されたこと②拒否された理由（分かれ

ば) ③保険薬局名を記入し、当院薬剤管理課までFAX送信をお願い致します。記入する場所は用紙のどこでも構いません。

Q6. 吸入薬を使用しているすべての患者さんに対して依頼が出るのでしょうか？

A. 吸入指導依頼は、初回導入時やアドヒアランス不良等、医師が必要と考えられる患者さんのみに対して依頼を行います。

今のところ当院の呼吸器内科医からの依頼のみとします。

Q7. 吸入指導依頼書や評価表がダウンロードできません。

A. 不具合や不明な点があれば、当院薬剤管理課までお問い合わせください。

<連絡先>

電話対応時間は8：30～17：30とさせていただきます。

薬剤管理課直通電話：059-375-1321、FAX：059-375-1389

Q8. 吸入後のうがいは、すべての吸入薬で必須ではないと思いますが、吸入指導評価表に項目があります。どのように考えればいいのでしょうか？

A. ご指摘のとおり、うがいは、すべての吸入薬に必須ではありませんが、①吸入薬の口腔内への付着は服薬意図にないこと、②吸入薬によりうがいの有無を判断するとミスを生じる可能性があること、③鈴鹿亀山地域の薬局での服薬指導の統一を図ることからうがいは必須とします。もちろん、患者から正確な理由を確認されたときなどは、指導の趣旨をていねいに説明してください。

Q9. エアゾール型デバイスでは、吸入前の振とうの要・不要がありますが、区別して指導する必要がありますか。

A. デバイスにより、手技を変更することは、ミスを誘発することともなりかねません。Q8と同様に鈴鹿亀山地域の薬局での服薬指導の統一を図る観点から振とうすることを必須とします。もちろん、患者から正確な手技を確認されたときなどは、指導の趣旨をていねいに説明してください。

Q10. 鈴鹿回生病院の吸入指導対象の患者で、吸入指導依頼書が発行されていない場合、処方医師に服薬等の情報を伝えたいときは、どうすればいいですか。

A. 吸入指導連携の患者に限らず、当院の患者で処方医に服薬情報等を連絡したいときは、当院で定めたトレーシングレポート（HPでは「施設間薬剤情報提供書」）により薬剤管理課（FAX番号：059-375-1389）までFAX送信をお願いします。なお、FAX番号の間違えには十分ご注意ください！